

相模原敬寿園指定居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬寿会が設置する居宅介護支援事業所相模原敬寿園（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(事業運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものである。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、前6か月に作成した居宅サービス計画（対象サービスは、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）においてサービス利用割合を提示、説明を行う。
また、上記サービスが同一事業者によって提供されている割合も合わせて提示、説明を行い、それを踏まえ複数の事業者の紹介など中立公正な立場よりサービスを提供する。

4 事業を行うに当たっては、利用者の居住する市町村、地域高齢者支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等、医療機関等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所 相模原敬寿園
- 2 所在地 神奈川県相模原市南区磯部4507-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務：介護支援専門員兼務 1名）

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 2 介護支援専門員 4 名（常勤専従 3 名、常勤兼務 1 名）
指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする
- 2 休業日（日曜日、祝日、年末年始 12/29～1/3）
- 3 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 4 営業時間外について緊急時の連絡体制として事業所内で当番制にて携帯電話で相談に対応する。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第 6 条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 12 条及び第 13 条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
利用者の居宅又は、当事業所内相談室において行う。
- 2 課題分析の実施
 - （1）課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - （2）課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般について状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。
 - （3）課題分析の方法は、居宅サービス計画ガイドラインを用いることとする。
- 3 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- 4 サービス担当者会議等の実施
居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を利用者居宅等に招集した、サービス担当者会議の開催、欠席した担当者に対する照会等により、居宅サービ

ス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、交付をする。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、1ヶ月に1回以上利用者の居宅などへ訪問しモニタリングを行い、その記録を行う。

※テレビ電話やその他の情報通信機器を活用し以下の項目に該当した場合、2か月に1度の訪問とする。

1) 利用者より同意を得ていること。

2) サービス担当者会議などにおいて、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他関係機関の同意を得ていること。

・利用者の状態が安定していること。

・利用者がテレビ電話装置などを介して意思疎通ができること（家族等のサポートがある場合も含む）

・テレビ電話装置などを活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。

7 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者について解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

8 医療との連携

(1) 入院時における医療機関との連携を計る観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、入院時に担当者の氏名等を入院先医療機関への提供を、利用者及び家族へ依頼をしていく。

(2) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めるものとする。また意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付していく。

(3) 介護サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状況等に関して、主治の医師等に必要な情報を伝達していく。

9 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進する為、特定相談支援事業所との連携に努める。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はない。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者「運営規程別表」に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払する。

2 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

3 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（1）事業範囲から超えた分に関して片道 1km につき 35 円（ガソリン代、人件費含む）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、相模原全域(その他市外応相談)とする。

（事故発生時の対応）

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 苦情があった際は、その一連の動きを記録し保存することとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者の介護サービスの提供の目的では意外には原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第13条 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を省き、身体的拘束を行ってはならないとことし、身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由にを記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第14条 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの継続的な実施をするための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を次の通り策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を年に1回以上実施し、記録するものとする。

1 感染症にかかる業務継続計画

- (1) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等）
- (2) 初動対応
- (3) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

2 災害にかかる業務継続計画

- (1) 平時からの備え（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必物品の備蓄等）
- (2) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- (3) 他施設及び地域との連携

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年4回

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 感染症及び災害発生時には高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持するために安定的・継続的に必要な介護サービスが提供される体制構築(感染症マニュアル、災害時対応マニュアル)に努める。それを踏まえ、感染症及び災害時にはマニュアルに沿って適切な事業所運営を行う。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、平成25年7月11日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成25年10月1日から施行する。
- 4 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正は、平成27年10月1日から施行する。
- 6 この規程の改定は、平成29年8月1日から施行する。
- 7 この規程の改定は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この規程の改定は、令和元年6月1日から施行する。
- 9 この規程の改定は、令和元年8月16日から施行する。
- 9 この規程の改定は、令和2年1月17日から施行する。
- 10 この規程の改定は、令和2年10月1日から施行する。
- 11 この規程の改定は、令和3年4月1日から施行する。
- 12 この規程の改定は、令和4年5月1日から施行する。
- 13 この規程の改定は、令和4年7月1日から施行する。
- 14 この規程の改定は、令和4年11月1日から施行する。
- 15 この規程の改定は、令和5年2月1日から施行する。
- 16 この規程の改定は、令和5年4月1日から施行する。
- 17 この規程の改定は、令和5年11月1日から施行する。
- 18 この規程の改定は、令和5年12月12日から施行する。
- 19 この規程の改定は、令和6年4月1日から施行する。